

広報 まつの 号外

<編集・発行>

松野町役場 総務課

〒798-2192

愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343番地

TEL: 0895-42-1111

FAX: 0895-42-1119

メール: m-soumu@town.matsuno.ehime.jp

H P: <http://www.town.matsuno.ehime.jp/>

※ 広報まつの8月号はお休みさせていただきます。

豪雨災害からの復旧・復興を

松野町長 坂本 浩

西日本に停滞した梅雨前線の影響で7月5日から降りはじめた雨は、7月7日土曜日の朝、私たちの想定を超える激しい豪雨となって松野町を襲い、とうとう広見川など各河川からの濁流が住宅地や農地に流れ込みました。その結果、床上浸水が123軒、床下浸水が114軒という大きな住宅被害が出ました。また、町内各所で土砂崩れによる道路の通行止めが発生し、水道や電気などライフライン、農地や農業用施設など産業基盤にも甚大な被害が生じるなど、これまで経験したことのない困難に直面することとなりました。

被災された町民の皆さまには、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く普段の生活を取り戻されるよう、できる限りの支援をさせていただく所存です。また、この豪雨災害によって全国で200名を超える尊い命が奪われており、町民の皆さまとともに謹んでご冥福をお祈りしたいと存じます。

大きな爪痕を残した今回の水害ではありますが、被災者の皆さまの自助努力はもちろんのこと、地域の皆さまの助け合いの心や町内外からのボランティアの活躍により、復旧作業も少しずつではありますが着実に進んでいるように思います。温かいご支援、ご協力をいただいたすべての皆さまに、心から感謝を申し上げます。

一方で、本格的な復興作業は緒に就いたばかりであり、今回の災害を教訓に、これから国や県の支援を受けながら、町民生活の基盤となるインフラの強靱化や防災力の向上に取り組まなければなりません。また、懸案であった役場庁舎の建設や、観光施設の運営についても、今回の水害で計画の見直しが必要となりました。まさしく難問山積の状況ではありますが、町民の皆さまの温かいご理解ご協力をいただき、解決に向けて一步一步前進していく決意であります。

しかしながら、役場職員の人数も限られており、復旧復興事業に関する事務量も膨大なことから、被災者に対するすべての支援を行政だけが担うことは、残念ながらできません。そこで、被害を受けられなかった、あるいは被害が軽微であった町民の皆さまに、お願いを申し上げる次第です。皆さまの周りに、自らの手だけでは復旧作業が困難なご家庭があれば、どうぞ温かい手を差し伸べてあげてください。

浸水した家屋では、流入した土砂や流木、濡れた家具類の撤去や運搬、床下や室内の消毒や清掃など、やらなければならないことはまだまだたくさん残っていますが、高齢の方や障がいを持たれた方だけでは、これらの作業を行うことは非常に困難です。このような方がいれば、ぜひ、皆さまから声をかけていただき、お手伝いをしていただきたいと思います。今、余力のある方は、ぜひ困っている方に力を貸していただきたい、そのことをお願いいたします。

この災害で、松野町の町民の絆、底力が試されていると感じています。役場も、町民の皆さまのために全職員が懸命に、最大限の努力で仕事を遂行してまいりますので、何とぞ皆さまの温かいご理解、ご協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。



▲広見川洪水状況（虹の森公園付近）

▼保健センター駐車場の浸水状況



保健福祉課からのお知らせ

☎42-0708

熱中症を予防しましょう！

気温が高い、風が弱い、湿度が高い日は、熱中症に注意が必要です。

屋外で作業する方は特に注意しましょう。

- 十分な休養と朝食を必ずとりましょう。
- 作業前に水分補給し、作業中は、こまめに休憩をとり、1時間当たり500～1000mlの飲み物を飲みましょう。汗をたくさんかいた場合には、塩分もとりましょう。
- 体調がすぐれない場合は、屋外作業は見合わせましょう。
- 喉の渇き、めまい、立ちくらみ、筋肉のけいれん、頭痛、吐き気、疲労感など熱中症の兆候が見られたら、体を冷やし、医療機関を受診しましょう。

こころの健康にも目を向けましょう！

- 今回の災害など大変重いストレスにさらされると、程度の差はあっても誰でも、不安や心配などの反応が表れます。まずは休息や睡眠をできるだけとりましょう。
- 普段より元気がなく口数が少ないなどいつもと違う場合、不眠が続いている、食欲がないなどに気づいたら、声をかけあい、医療機関や保健師に相談しましょう。

食中毒に注意しましょう！

気温や湿度が高い時期は食中毒がおこりやすくなります。また、疲れていると、お腹をこわしやすくなったり、体調をくずしやすくなります。

食中毒予防のために、次のことに留意しましょう。

- 調理前、食事前、トイレの後には必ずよく手を洗いましょう。
- 食品の加熱は中心部まで十分に行いましょう。
- 出来上がった料理は早めに食べましょう。
- 食品は消費期限を確認して新鮮なものを購入し、保管温度に気を付けましょう。

もっとも大事な手洗い！手洗いは感染予防の基本です！



- 流水と石鹸で手洗いをしましょう。
- 水がない場合は、おしぼりやウェットティッシュなどでよくふき、アルコール手指消毒液を使用しましょう。

被災された皆さまが、一日も早く今までどおりの生活を取り戻せるように、支援項目について紹介いたします。項目別に制限や要件が異なりますので、詳しくは、町民課へお問い合わせください。支援項目は今後増やしていく予定です。被災者相談窓口も引き続き開設しています。

支 援 項 目		内 容	対 象
必要な 手続	り災証明書の発行	自然災害により、住家等に被害を受けたことを証明するもの（現地調査有り）	住家等に被害を受けた方
	被災証明書の発行	自然災害による物件等（家具や塀・門等）の被災した事実を証明するもの	住家以外の被害について、被災した事を証明してほしい方
支援金、 補助金	被災者生活再建支援	被災された方に対して、住宅の被害程度により支援金が支給されます。 基礎支援金 50 万円から 100 万円 加算支援金 50 万円から 200 万円	災害により、住家が全壊、半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な方等
	災害障害見舞金の支給	災害障害見舞金が支給されます。 250 万円以内	災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に障害がある方
免除、 減額、 支払猶予	医療保険窓口負担の免除	国民健康保険・後期高齢者医療・協会けんぽ等を利用する際、窓口負担が無料となります。	住家の全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
	国民健康保険税の減免	申請後に納期限が到来する保険税が免除されます。	災害等により日常生活が著しく困難となった方又はこれに準ずる者と認められる方
	介護保険料の減免等	介護保険料の徴収が猶予、減額又は免除されます。 (1) 保険料の徴収猶予 6 月分以内 (2) 保険料の減免 前年の合計所得金額により減免割合は異なります。	(1) 災害等により住宅、家財、その他の財力について著しい損害を受けた方 (2) 災害等により受けた損害金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した額）が、その住宅等の価格の 10 分の 2 以上と認められる方
	町税の減免及び徴収猶予	町税が減額又は免除されます。 徴収猶予 1 年以内	災害等によって被害を受けられた方
	国民年金保険料の免除	平成 30 年 6 月分から平成 32 年 6 月分までの国民年金保険料が免除されます。 宇和島年金事務所 ☎22-5569	災害により、保険料を納付することが著しく困難な方
資金の貸付	災害援護資金等の貸し付け	生活の再建の支援のため、資金の貸し付けが受けられます。 この他に、母子福祉資金、寡婦福祉資金による貸し付けもあります。	災害により住家が全壊、大規模半壊等の被害を受けられた方 家財の 1 / 3 以上の損害のある方

松野町消費生活相談窓口からのお知らせ

大規模な災害が発生すると、混乱につけこんだ悪質業者による電話勧誘や訪問販売の被害が多発します。下記のような手口には特に注意してください。



「行政から補助金が出るので、家の修理をしませんか」と電話があり、契約したが、補助金が出ないことがわかった。



「損害保険の保険金を利用して工事ができます」と電話があり、保険金申請手続きも工事してくれたが、後で保険金がもらえないことがわかった。



「何か困っていることはありませんか」と聞かれ、ボランティアだと思って清掃をお願いしたら、後で高額な料金を請求された。



電力会社等を名乗り「災害後の点検に来ました」と来訪し、点検だけだと思っていたら、後で高額な修理代金を請求された。

注意！災害に便乗した悪質商法

アドバイス

- 知らない人が訪問してきたら、身元と用件を確認し、不審な場合は絶対に家の中に入れないようにしましょう。
- 「このままでは危ない」と工事を勧められても、相手の言うことをうのみにして、その場で契約するのはやめましょう。
- 損害保険等の保険金を利用した工事を勧められたら、まず自分で保険会社に相談してください。
- 消防署等を名乗る者から「一人暮らしですか」等と聞かれても答えない。
- 困った時や、トラブルになった時は消費生活相談窓口にご相談ください。

◎役場消費生活相談窓口 ☎42-1116

◎消費者ホットライン ☎188(いやや)

総務課からのお知らせ

☎42-1111

住民座談会の延期について

7月に予定しておりました住民座談会は、全て延期いたしました。

既に開催済みの松丸部落、蕨生部落についても、内容の変更等が見込まれることから、再度の開催を予定しております。

秋頃を目途に日程調整をし、決定次第改めて周知いたしますので、多くの皆さまの参加をお願いします。

松野町主要行事の中止について

豪雨災害の影響により、下記の行事を中止いたします。ご理解いただきますようお願いいたします。

7月28日(土)～29日(日)	滑床まつり(滑床ファミリーアドベンチャー)
8月13日(月)	森の国の夏祭り、松丸地区盆踊り大会
8月14日(火)	吉野生地区盆踊り大会